

一般社団法人鹿児島県医療法人協会令和元年度前期研修会

第2部 「医師法21条を語る」

令和元年9月28日、於鹿児島市医師会館3階大会議室

厚生労働副大臣・衆議院議員 橋本 岳

厚生労働省医政局医事課 課長 佐々木 健

井上法律事務所所長 弁護士 井上 清成

一般社団法人鹿児島県医療法人協会会長 小田原 良治

座長（小田原）

それでは、第2部「医師法21条を語る」を開催いたします。  
よく御存じの方々がお集まりと思いますが、開催に先立ち、予備知識として医師法21条に関する座長スライドを提示致します。  
(座長スライド提示)

#### 1. 小田原

これより第2部「医師法21条を語る」を始めます。

皆様ご存知のとおり、医師法21条に関して厚生労働省医政局医事課長名によって「医師による異状死体の届出の徹底について」と題する通知が、平成31年2月8日付けで発せられました。ただ、その内容は、前回の懇談会で佐々木医事課長が明言されたとおり、「この度の通知は、従前の内容と同じでして、何ら変わるところはございません」。

ところが、その通知によって、医療界には、それにもかかわらず、医師法21条に関する「これまでの解釈との整合性等について疑義が生じているとの懸念が指摘され」ていました。そこで、今回は皆様に安堵してもらうべく、念のためにこの第2部を企画いたしました。

それでは、皆様よくご存知の演者ですが、念のため紹介をさせていただきます。

#### 2. (4名の自己紹介)

#### 3. 小田原

この度、厚生労働省は、その懸念を払拭するために、「質疑応答集(Q&A)」を公表し、改定したばかりの「平成31年度版 死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」にもこの

質疑応答集を含めさらに追補を入れたものと理解しております。

佐々木課長，このような理解でよろしいでしょうか。

4. 佐々木

そのご理解のとおりで，結構です。

5. 小田原

厚労省は，具体的にどのような手立てを講じられたのですか。

6. 佐々木

平成31年4月24日付けで2本の事務連絡を発出し，「質疑応答集（Q&A）」を作成して発表し，併せて，「平成31年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」にこの質疑応答集を含め追補を挿入するなどのことを行いました。

7. 小田原

橋本先生は，この間，どのようなご認識でしたか。

8. 橋本

私が3月13日に衆議院厚生労働委員会で吉田学医政局長に質問してお答えをいただき，翌14日に今回と同じメンバーで開催された「医師法21条に関する懇談会」で佐々木課長にも同様のお答えをいただき，その段階で私自身は疑義は払拭されたものと認識しております。ただ，疑義が生じているとの懸念までは払拭し切れなかったらしく，厚労省がその完全な払拭にさらに前向きに取り組んだ成果だと評価しております。

9. 小田原

井上先生は，いかがですか。

10. 井上

橋本先生と同じ認識ですし，今回の厚労省の前向きな取り組みは高く評価しております。

1 1. 小田原

佐々木課長，いかがですか。

1 2. 佐々木

皆様にご評価いただき，誠にありがたく存じます。ここに御礼申し上げます。

1 3. 小田原

最後に，井上先生から「質疑応答集（Q&A）」の要旨をひと通りご紹介ください。

1 4. 井上

皆様に配布いたしました「(別紙) 質疑応答集 (Q&A)」をご覧ください。問いが1から4まであり，それぞれに対して，別紙のとおり回答が付いています。

(別紙のとおり Q&A を朗読)

1 5. 小田原

橋本先生，最後に何かございますか。

1 6. 橋本

実は，今回の「質疑応答集」などの作業の進捗に伴って，各党の合意が整いまして，やっと「死因究明等推進基本法」案が国会に提出され，令和元年6月6日に成立しました。

今回今、井上先生からご紹介いただいたような作業が2月から4月くらいにかけていろいろ行われたわけですが、それにもなって各党の合意が整って、私個人からいうと10年越しの懸案であったのですが、死因究明等推進基本法という法律が今年の6月6日に成立できました。

今後の見通しとして申し上げますれば来年4月1日施行になりますので4月1日に、今内閣府がそれを所管しているのですが、厚生労働省に移管されてくるということになりまして、法律に則って推進本部員という、これは厚生労働相が本部長で他の関係国務大臣の方々・有識者の方々に本部員をすることになりますが、そうした本部を立ち上げて、今、現行閣議

決定をされている死因究明推進計画はできてから何年も経っているのです。その見直しをするという作業に入る。今の見通しだと来年度中にそんなことができるといいなと思っています。

ただし念のためにこれは申し添えておきますが、その推進基本法の第31条というのがございまして「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。」となっているので、死因究明の推進法およびその基本計画のスコープ（範囲）はそれ以外のところよ、ということでございます。

別に法律に定めるところによる、とは今主に指しているのは医療事故調査制度のことになるのだらうと思いますが、一応そういうような仕切りの中でまた死因究明制度も動いていくということをお伝えしたいと思います。

#### 17. 小田原

それはおめでとうございます。これでやっと、次の本格的な「死因究明推進」の段階に進むのですね。

さて、これで疑義や懸念も払拭できましたので、皆様は医師法21条についてはこれで安心してよいと思います。

今、橋本先生から御紹介のあった死因究明等推進基本法は、平成24年の旧死因究明等推進法の後継法です。その歴史的経緯を考えれば、橋本先生から御紹介のあった「別に定める」とは医療事故調査制度を指すことは明確であると考えておりますが、いろんなことを言う方も出てくるやもしれません。この問題については、今後もしっかりとウオッチしていく必要があるかと考えております。

それでは、第2部「医師法21条を語る」は、これで終了といたします。

皆様、どうもありがとうございました。